

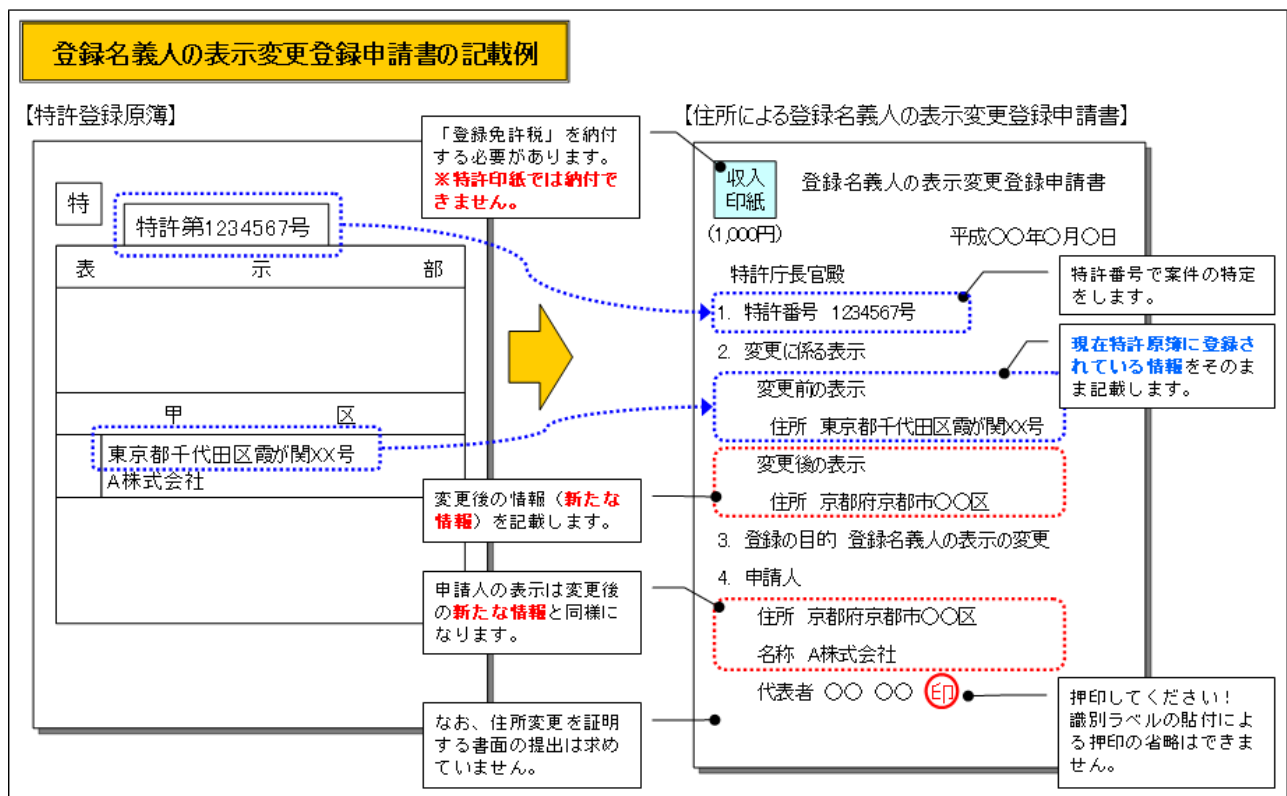
7-2 主な申請書の記載例（特許）

表示変更・移転登録申請書等の作成の方法は、申請内容によってそれぞれ異なりますが、基本的な考え方としては**現在特許登録原簿に登録されている情報を新たな情報**に書き換えるために必要な作業と言えるでしょう。つまり、この2つの情報を正確に書面に記載することになります。

以下、代表的な2種類の申請書の記載例を紹介します。

1. 登録名義人の表示変更登録申請書

特許権取得後に特許権者の住所が変更された場合は、以下のように登録名義人の表示変更登録申請書を作成し、特許庁に提出する必要があります。



特許権者の名称が変更された場合も同様ですが、それぞれの様式は[納付書・移転申請書等の様式（紙手続の様式）](#)で紹介しておりますので、事例に合った様式を適宜ご確認ください。

出願継続中の案件のように、「申請人登録情報の変更をすれば、特許登録原簿に登録されている情報も一括して変更されるのでは？」というご質問をいただくこともあります。権利設定後の財産権の表示変更に関しては、登録番号毎に個別に申請をしていただく必要があります。

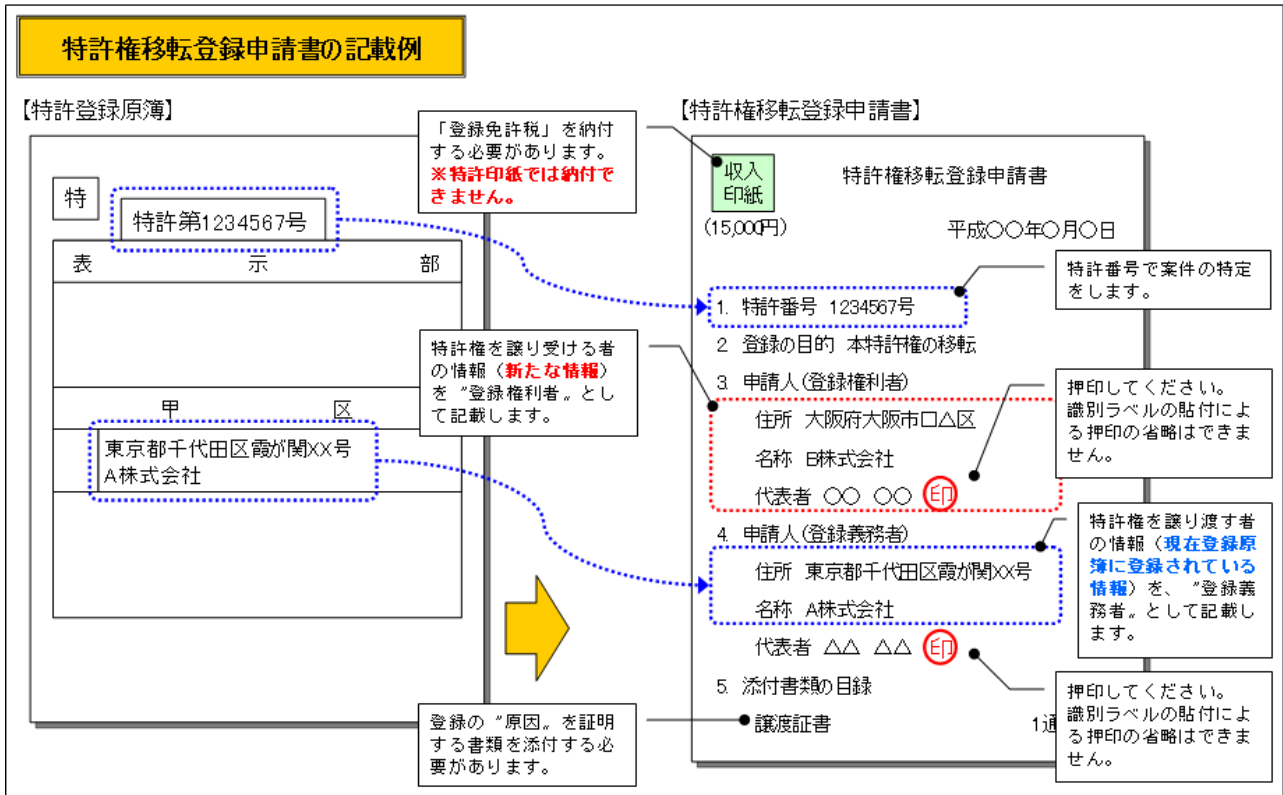
なお、多数の産業財産権を所有する方には、個別の申請が大きな負担になることも考えられますが、[併合申請](#)も可能となっております。

2. 特許権移転登録申請書

特許権取得後に特許権の移転が行われた場合は、以下のように特許権移転登録申請書を作成し、特許庁に提出する必要があります。

なお、一口に特許権の移転といっても、権利者が複数いる場合、持分の譲渡が行われる場合、会社の合併、分割である場合、個人においては相続による場合等、様々な事例が想定されます。

以下では最も単純なA株式会社からB株式会社への権利譲渡の例を示しましたが、大まかに場合分けをした申請書の様式は、[納付書・移転申請書等の様式\(紙手続の様式\)](#)でも紹介しておりますので、事例に合った様式を適宜ご確認ください。また、当該場合分けでは対応できない複雑な事例に際しては、審査業務部審査業務課登録室特許・実用新案移転担当までお問い合わせください。



なお、移転登録申請においては、登録権利者及び登録義務者の共同申請が原則です(特許登録令第18条)が、登録義務者の単独申請に対する承諾書を添付したときは、登録権利者だけで申請することも出来ます(特許登録令第19条)。また、権利の移転を証明する契約の謄本又は抄本であって認証のあるものの添付があったときは登録権利者又は登録義務者だけで申請することが出来ます(特許登録令施行規則第10条の4)

【注 意】

◆申請書提出前には最新の登録情報の確認をしてください◆

各申請書には現在登録原簿に登録されている情報を記載していただきますが、誤記や勘違いによる記載不備が見受けられます。「公報や特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の情報で確かに確認しているので間違いは無いはず。」との応答をいただくことも多いのですが、情報が更に更新されている場合もあります。申請書提出前には、最新の登録原簿の確認をしてください。

◆識別ラベルは使用できません◆

権利設定後の表示変更・移転登録申請等は識別ラベルが使用できる手続に含まれておりません。申請人の住所、名称、法人であれば代表者名の記載及び印鑑の押印が無ければ補正指令の対象となり申請手続きが遅れることにつながります。

<この記事に関するお問い合わせ先>

特許庁審査業務部審査業務課登録室

特許・実用新案移転担当

電話：03-3581-1101 内線 2714～2715

e-mail：[お問い合わせフォーム](#)